

令和2年度 横浜市精神保健福祉審議会

第2回 依存症対策検討部会

日 時：令和2年8月19日(水)

午後5時00分～午後7時00分（予定）

会 場：横浜市こころの健康相談センター 会議室

We b会議形式も併用した開催

《次 第》

1 開会

(1) 委員の紹介

2 報告

(1) 横浜市依存症関連機関連携会議について

3 議題

(1) 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の骨子案について

(2) 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の素案たたき台について

4 その他

【配布資料】

資料1 令和2年度 第1回横浜市依存症関連機関連携会議の実施報告

資料2 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の骨子案

資料3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の課題と施策の対応について

資料4 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の素案たたき台

資料5 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領

令和2年度 第1回横浜市依存症関連機関連携会議の実施報告

1 開催状況

- ア 程：令和2年6月23日（火）～令和2年7月8日（水）
- イ 開催形式：書面形式による開催
- ウ 参加団体：4、5ページ参照

2 報告

- ア 横浜市こころの健康相談センターにおける依存症対策の取組について

3 議題

- ア 横浜市依存症関連機関連携会議の今後について

【参加者からの主な意見】

- (ア) 支援に係る情報や課題の共有について

【コロナ禍・新しい生活様式における活動の変化】

- ・ミーティングの開催方法（オンライン等）、施設運営上の危機管理等に関すること。
- ・元々のプログラムに戻るのは当分先だと思われる状況の中、各施設のコロナウィルス対策や夜間の自助グループの参加状況などを、横浜市からの対策方針と合わせて情報交換できたらよい。

【現状の依存症支援について】

- ・依存症の問題を把握する経緯や相談者の傾向、支援方法に関すること。
- ・横浜は施設の数が多いので、各施設の対象者の受入状況や支援特徴に関する共有。
- ・アセスメントするのには非常に高い知識と専門性が必要で、質の向上に関する課題。
- ・医療や相談に繋がれない潜在的な依存症患者に対するアプローチについて考えたい。
- ・治療・回復の場に繋がってもドロップアウトやフェードアウトしてしまう人への支援。
- ・施設開所時間外のサポート、初期介入アутリーチ支援について
- ・複数の課題を抱えている方への対応や主流となっているアプローチの方法。
- ・年齢に応じた依存症予防教育（普及啓発）への取組の必要性や内容の共有。
- ・回復プロセスを振り返り、変化点となりうる支援の時点を探っていきたい。

【家族への精神的、経済的支援】

- ・依存対象は違っても家族問題は共通点が多い。家族問題と適切な支援に関すること。
- ・依存症の進行に伴い、家族が巻き込まれ、精神的、経済的に疲弊していく。家族が相談しやすい環境整備について。

【遊技施設等の事業者との関わり】

- ・遊技施設等の事業者が行っている依存症対策について、取組内容を知りたい。

(イ) 支援に係る連携や調整、研修内容について

【連携会議の開催方法】

- ・10人程度の少人数で定期的に実用的な情報交換が良い。
- ・職種ごとで集まるのもよい。例えば医療機関の相談員同士で連携や医療機関のアップデートされた情報の共有ができる場を設定してもよい。
- ・コロナ禍で難しい面もあるが、対面でないと意見を言うのは難しいと感じる。
- ・依存症別に分けての会議で同業団体の活動を知ることも大切だが、クロスアディクションもあるので、依存対象別のほかに全体会もあったほうがよい。
- ・参加団体を広げていくと、依存症別の開催形態を続けていくのは難しいのではないか。
- ・参加団体から意見を集めて、テーマに合わせて参加団体を入れ替わっても良いのでは。
- ・遊技事業者等に可能であればオブザーバーとして会議に参加してもらえると、予防面の話もできるのではないか。参加者が支援者のみだと、治療中心の話になってしまう。
- ・遊技事業者等と支援団体の双方にメリットが生まれるような情報交換

【機関連携やつなぎを目的とした研修】

- ・各機関の特徴を知る研修
- ・民間団体見学ツアー
- ・他機関への紹介手順についての研修
- ・依存症支援団体以外の機関向けには、当事者・家族の体験談を取り入れた研修が有効
- ・初めて依存症者の対応をする支援者が、いつでもアクセスできて支援の全体像を把握できる教材を提供してほしい。
- ・具体的な連携方法のイメージを共有化するために、事例検討会を重ねるべき。

【スタッフの経験年数やステージに応じた研修】

- ・依存症の当事者スタッフが本人と関わる際に起こりがちな境界線の問題、支援する際の言葉の使い方などの研修
- ・当事者スタッフは依存症のことは詳しいが、事務手続きで混乱することが多いので、施設運営に必要な研修

(ウ) その他、支援に必要なことについて

【支援団体の自立性とネットワーク化】

- ・市が相談拠点としてやるべきこと、民間団体が自主性を持って取り組む部分の整理をしていく必要がある。全体会は市で開催するが、民間団体が自らネットワークグループを作り、全体会に提案等してもらえるとよい。

【団体運営について】

- ・IT化に必要な助言者・技術者などを民間団体に派遣してもよいのではないか。
- ・他団体の運営方法を学ぶことで、自分たちの組織を見直す機会に繋がる。

【依存症支援に関わる機関の役割】

- ・本人にとっての回復のチャンスはたくさんあるべき。支援者（機関）が自身の限界や課題に気がつき、他機関へ紹介・つなぐ機能が求められていることを確認する必要があるのではないか。

【連携会議参加の意義】

- ・連携会議に参加していること自体が、市内の関係機関との連携を重視し取り組んでいるという、民間団体の「質」の基準になるのではないか。
- ・「選択肢がたくさんあることが横浜の強み」である。社会資源は本人だけでなく、団体スタッフにとっても支援活動の基盤となるという考え方を再確認する必要がある。
- ・施設の枠を超えて横浜市内の回復施設のネットワークを構築し、横のつながりをつくつてお互いに他機関へ紹介・つなぐことができるとよい。
- ・お互いの団体の違い探しに走らず、共通している部分で話せる場を目指せるとよい。

4 情報提供

ア 令和2年度横浜市精神保健福祉審議会 第1回依存症対策検討部会の報告

【参加者からの主な意見】

【依存症支援におけるコーディネート機能】

- ・依存症に関する基本的知識を有する人を育成して、ちょっとした困りごと、就労・住居・生活全般も含めた調整・権利擁護者として、ワンストップ的なコーディネート機能を発揮してもらえるよい。
- ・支援者が本人と共に先を見通した回復後のイメージができるような支援の組み立てに課題を感じている。
- ・中立的な立場の行政ができること、民間団体ができることの範囲を確認できるとよい。

【その他】

- ・摂食障害、自傷、クレプトマニア、暴力、ギャンブル、性問題、買い物、ひきこもり、発達障害等についても依存症と無関係ではないことを念頭に検討を進めてほしい。

5 令和2年度 第2回連携会議の内容（予定）

ア 議題

第1回連携会議で出された意見を踏まえ、各団体の活動状況がわかる資料を作成し、それでの強みを知る機会にしたいと考えています。

イ 日程

会議名	日 時
アルコール健康障害関連	令和2年9月7日(月) 午後3時～午後5時
薬物依存症関連	令和2年9月9日(水) 午後3時～午後5時
ギャンブル等依存症関連	令和2年9月4日(金) 午後3時～午後5時

※令和2年度 第3回連携会議は、12月頃を予定しています。

横浜市依存症関連機関連携会議参加団体 一覧

1 アルコール健康障害関連機関

		団体名等
1	有識者	横浜市立大学医学部
2	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院
3	自助グループ	AA 横浜地区メッセージ委員会
4	自助グループ	横浜断酒新生会
5	家族会	横浜断酒新生会（家族会員）
6	民間団体	NPO 法人市民の会 寿アルク
7	民間団体	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah
8	民間団体	NPO 法人 RDP RDP 横浜
9	民間団体	NPO 法人横浜マック 横浜マック・ディケア・センター
10	民間団体	NPO 法人ステラポラリス
11	行政機関	泉区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
12	行政機関	栄区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当
13	支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
14	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
15	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター

2 薬物依存症関連機関

		団体名等
1	依存症治療拠点	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
2	県専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
3	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ
4	家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
5	民間団体	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
6	民間団体	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク (Y-ARAN)
7	民間団体	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
8	民間団体	ダルク ウィリングハウス
9	民間団体	日本ダルク神奈川
10	民間団体	株式会社わくわくワーク大石
11	行政機関	神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
12	行政機関	中区福祉保健センター生活支援課
13	行政機関	磯子区福祉保健センターこども家庭支援課

3 ギャンブル等依存症関連機関

団体名等		
1 有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	
2 依存症治療拠点	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	
3 自助グループ	ギャマノン	
4 家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川	
5 民間団体	認定NPO法人ワンデーポート	
6 民間団体	NPO法人ヌジュミ	
7 民間団体	NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンター ホープヒル	
8 民間団体	一般社団法人ブルースター横浜	
9 民間団体	一般社団法人ワンネスグループ横浜	
10 行政機関	戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課（障害）	
11 行政機関	旭区福祉保健センター生活支援課	
12 行政機関	横浜市中央児童相談所 支援課	
13 行政機関	法務省 横浜保護観察所	
14 支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター	
15 支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター	

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称) 骨子案

目次	想定する概要(案)
計画名称	横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)
はじめに	
第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	<p>◆計画策定の背景・主旨 ・策定の背景となった、これまでの国・県・市、関係機関、市内民間支援団体等による取組など ・依存症に苦しむ本人や家族への支援に着目した計画であること ・幅広い関係者と支援の方向性を共有するための計画であること</p>
2 用語の定義	<p>◆本計画内で使用する用語を定義 多くの支援者・関係者の皆様と方向性を共有するためにも、使用する用語を定義</p>
3 計画策定の位置付け	<p>◆依存症対策総合支援事業要綱に基づく地域支援計画であること ◆国・県・本市の他計画との関連</p>
4 計画の期間	<p>◆計画期間 令和3~7年度の5年間(仮)</p>
5 対象とするもの	<p>◆本計画が対象とする依存症 ・アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存症全般に対する対策であること ・上記以外の、ゲーム障害などの依存症についても触れる</p>
第2章 本市における依存症に関する状況と課題	
1 現状	<p>◆依存症に関するデータ ・国及び本市における依存症者推計数等 ・市民の認知度や地域の特徴等 ・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症をとりまく状況についてのデータ等</p>
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	<p>◆関係機関等における依存症対策の取組と状況 ・身近な支援者・医療機関等 ・民間支援団体等 ・本市</p>
3 課題	<p>◆一次支援 予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す上の課題 ・ライフステージに合わせた予防に資する普及啓発の必要性 ・依存症の発症リスクの高い層への普及啓発の必要性 ・誤解・偏見解消に向けた正しい知識の理解促進の必要性 ◆二次支援 依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す上の課題 ・早期に適切な支援につながるための普及啓発の必要性 ・依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な支援体制の必要性 ・身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組の必要性 ・支援者への支援の必要性 ◆三次支援 支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らすことを目指す上の課題 ・支援団体ごとの特色を生かし、支援ニーズに対応するための、情報共有・アセスメントの必要性 ・民間支援団体等の支援者への継続的な活動支援の必要性 ・回復段階における課題への対応の必要性</p>

第3章 計画の目指すもの	
1 基本理念	<p>◆依存症に苦しむ本人や家族が自分らしく健康的に暮らすことを目指す ・支援に関わる幅広い関係者で、支援の方向性を共有し、包括的な支援を提供 ・予防に資する取組を実施</p>
2 基本方針	<p>◆一次支援 予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す ・依存症の予防に資する効果的な普及啓発 ・正しい理解の普及啓発 ◆二次支援 依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す ・相談周知の普及啓発 ・支援者間の連携推進 ◆三次支援 支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせることを目指す ・民間支援団体等の安定した運営の支援 ・地域で生活しながら、回復を続けるための支援</p>
第4章 取り組むべき施策	
1 一次支援	<p>◆若年層から幅広い年齢層に対して、様々な機会を捉えた普及啓発・予防教育 ・学齢期、依存対象と出会う時期などに合わせた普及啓発・予防教育 ・ライイベントに合わせた普及啓発 ◆多くの人の目に触れる普及啓発 ・インターネットを活用した依存症についての知識・理解の普及啓発 ・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等</p>
2 二次支援	<p>◆相談先の周知及び正しい知識の普及啓発 ・インターネット等を活用した相談先の普及啓発 ・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等(再掲) ・依存症に関連する問題を抱える人の目に触れる普及啓発 ◆身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組 ・連携会議による幅広い支援者間の情報共有、関係づくり ・身近な支援者等に向けた研修</p>
3 三次支援	<p>◆民間支援団体等の安定した運営の支援 ・連携会議による団体同士の情報共有・関係づくりを通じた、団体ごとの特色を生かした多様な支援ニーズへの対応 ・民間支援団体等の活動支援 ◆地域で生活しながら、回復を続けるための支援 ・身近な支援者等に向けた研修(再掲) ・保護観察所と連携した刑務所の出所者等へのサポート</p>
第5章 計画の推進体制	
1 関係主体に期待される役割	<p>◆関係主体別(本市、身近な支援者各主体、民間支援団体、関係機関等)に期待される取組を再構成して整理</p>
2 計画の進行管理	<p>◆計画を推進するための進行管理等</p>
用語集	<p>◆専門用語等の解説</p>
参考資料	<p>◆各種法律条文・計画等(抜粋) ◆調査結果データ</p>

横浜市依存症対策地域支援計画 課題と施策の対応について

1 一次支援

【現状・問題】

- ・依存症に関する知識の不足により、自身が依存症であると気づけない、依存症になるリスクの高い行動を続けてしまう可能性がある
- ・市民の依存症に関する誤解や偏見があり、回復施設等につながる際の妨げになっている
- ・ゲーム障害等の新しい依存症に対する知識が不足している



【課題】

●ライフステージの移行に合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発の必要性

- ゲーム障害を含む、早い時期（学齢期）からの普及啓発の必要性
- 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発の必要性
- 学校、保護者、職場、身近な支援者、医療機関などと連携した啓発の取組の必要性
- 依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発の必要性

●特に依存症の発症リスクが高い層へ重点化した普及啓発の必要性

- ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発の必要性

●依存症に対する基本知識の普及・啓発の必要性

- 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発の必要性
- 一般市民に対する専門医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知の必要性



◆重点施策1 預防に資する普及啓発

- ✓ それぞれの年齢（学齢期、依存対象と出会う時期、成人、高齢者等）に適した普及啓発・予防教育
- ✓ 様々な場所での普及啓発

◆重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

2 二次支援

【現状・問題】

- ・相談先・支援情報が、依存症当事者や家族等に十分に届いていないことにより、身近な人の依存症に気づけない、対応方法がわからない、回復イメージが具体的に描けない
- ・気軽に相談できる仕組みがない
- ・依存症者の多くが、複合的な課題を抱えており、依存症の回復支援だけでは不十分な場合や支援が困難な場合がある
- ・多様な支援ニーズに対応するための関係機関の連携が不十分
- ・他の生活課題があり、相談・支援につながっている人が依存症の支援につながらない
- ・一次相談を受けた機関・窓口が適切な支援機関につなげられない（支援情報、知識の周知が充分でない）
- ・依存症支援は専門性が高く、個別性に応じた支援機関のマッチングが難しい
- ・依存症の回復プロセスで治療等を中断してしまうケースがある
- ・家族等への支援が不十分



【課題】

●依存症当事者や家族等が早期に適切な支援につながるための普及・啓発の必要性

- 相談に至るための依存症当事者や家族等へ届く相談機関や支援策等の情報提供・周知の必要性
- 家族等が相談をする場の必要性
- 職場（衛生管理）での普及啓発の必要性
- 回復のイメージが具体的に認識できるような情報提供、回復プロセスに関する周知・啓発の必要性
- プッシュ型の情報提供が中心であり、双方向型の情報提供の検討の必要性

●依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の必要性

- 自治体、医療機関、保護観察所、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたるシームレスな体制構築の必要性
- 生活困窮や自殺、虐待と関連する依存問題への対応の必要性
- 未成年あるいは高齢、身体障害、認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援困難事例への対応の必要性
- 依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人（もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等）への支援方法検討の必要性

●身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組の必要性

- 依存症専門以外の機関・窓口での依存症の疑いのある人の発見とつなぎの困難さ（ワンストップで相談できる窓口、コーディネート人材の配置、基本的な対応ガイドライン等の未整備）への対応の必要性
- 身近な支援者等（身近な支援者、区の相談（こども、生活支援等）、一般医療機関（内科、精神科）、救急医療、司法関係者、その他の相談機関等）への支援情報・知識の提供の必要性

●家族等や専門的な支援者への支援の必要性

- 民間支援団体等、医療機関等での継続的な支援への課題（当事者への動機づけ、マッチング、退院・退所後のフォロー等）への対応の必要性
- 家族等に対する支援の必要性



◆重点施策3 相談につながるための普及啓発

- ✓ 相談につながるための依存症当事者やその家族等に向けた相談先や正しい知識の普及啓発
- ✓ 多くの人の目に触れること、ハイリスクの人の目に触れること、両面から実施

◆重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

- ✓ 身近な支援者、一般医療機関等による依存問題を抱える人の発見とつなぎのための取組
- ✓ 身近な支援者による地域で生活する依存症者への支援を可能とするための取組

3 三次支援

【現状・問題】

- ・施設の提供する支援には多様性がある一方で、当事者のニーズとのマッチングが難しい
- ・依存症支援は個別性・専門性が高く、アセスメントが難しい
- ・女性特有の問題に対応した回復支援が受けられていないケースがある
- ・障害福祉サービス等の制度と支援ニーズの不一致がある
- ・依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人の存在（もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等）とそれに対応する負担
- ・支援を担うスタッフ・人材の不足
- ・回復後に自立して生活する際のサポートが少なく、孤立してしまう
- ・回復期にも、家族等に大きな負担がある
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等により、自助グループや家族会等がこれまで通りに活動することが難しくなっている



【課題】

●支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための、情報共有の必要性

●支援者によるアセスメント力向上の必要性

- 対象とする依存症者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供の必要性
- 支援者によるアセスメント（その方にあった支援を見極めること）の必要性
- 女性への回復支援の課題解決の必要性

●専門的な支援者等が継続的に活動するための支援の必要性

●様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応の必要性

- 民間支援団体等における、障害福祉サービス等の制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討の必要性
- 依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人の存在（もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等）とそれに対応する負担への対応検討の必要性
- 施設の安全管理・危機管理の必要性
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動や相談対応の検討
- 依存症を専門とする支援者間、依存症を専門としない身近な支援者間で情報交換や情報共有などを行う場・機会の必要性、横のつながりがある環境の必要性
- 継続した勤務に向けて、回復施設スタッフの人材育成、ケア、バーンアウトの防止の必要性

●回復段階において新たに顕在化する課題への対応の必要性

- 就労への移行についての課題解決に向けた検討の必要性
- 医療機関との連携の必要性
- 地域で生活していくための支援の必要性
- 依存症以外に重複した問題や障害を抱える人に対する支援課題への対応の必要性
- 依存症の「ステイグマ」による支援課題への対応の必要性
- 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援の必要性
- 矯正施設から出所後の孤立を防ぐための、継続した支援の必要性



◆重点施策5 民間支援団体等の安定した運営をサポートする取組

◆重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称) 素案たたき台

目次	内容案	備考
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動き（法の制定など） ・ 総合的な依存症の対策 ・ 支援に着目した計画 ・ 関係機関と連携 	
精神保健福祉審議会依存症対策検討部会 会長からのあいさつ		
第1章 計画の概要		
1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・都道府県における依存症対策 ・ 民間団体による取組 ・ 本市における取組 →市内で長年にわたり民間支援団体等、医療機関等が積み上げてきた支援の実績やノウハウと 本市の施策を有機的に連携する支援の方向性を打ち出すことが必要となってきた。 ・ 依存症当事者や家族等への支援に着目した計画 	
【コラム】	横浜市の依存症対策の歴史	

【注記】

○表中の「→」に続く文章は項目内容の補足情報を、「⇒」に続く情報は項目を記載する際の情報源や計画本文を記載する際の留意点を表しています。

目次	内容案	備考
2 用語の定義	<p>本計画では、多くの支援者・関係者の皆様と方向性を共有するためにも、本計画内で使用する用語を以下のように定義します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症：アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態となること。本人や家族等の周囲の人の性格や努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる。 ・ 回復：依存症当事者や家族等の感じている生きづらさや孤独が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること。 ・ 民間支援団体等：ここでは、依存症の支援を専門とする回復施設、家族会を含む自助グループ等をいう ・ 身近な支援者：ここでは、依存症支援を専門としていない相談・支援者をいう（例：地域ケアプラザ、介護事業所等） ・ 専門医療機関：ここでは、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、神奈川県とともに選定する依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関のうち、市内に所在地のある3つの病院・診療所をいう（当該選定は、県が政令市を含む県域全体を対象に6か所選定している。） ・ 一般医療機関：ここでは、依存症の治療・支援を専門としない精神科及び他科の病院・診療所をいう 	

目次	内容案	備考
3 計画策定の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症対策総合支援事業要綱に基づく地域支援計画であること ・他計画（国・県・市）との関連 ・本市内部の他計画（横浜医療プラン、障害者プラン、健横21、自殺対策計画、再犯防止計画など）との関連 	
4 計画の期間	令和3～7年度の5年間を想定。	
5 対象とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存症全般に対する対策 ・依存症としては、他にもあるが、ここでは、3つに焦点を当てる。 ・支援としては、依存症全般に対して共通するものが多くあるので、その他の依存症の支援においても、参考にされたい。 ・ゲーム障害については、国においても相談対応マニュアルや～の研究が進められており、予防に資する普及啓発を中心とした取組が求められている。 <p>【コラム】ゲーム依存について WHO や国の研究など 【コラム】その他の依存症について</p>	

目次	内容案	備考
第2章 本市における 依存症に関連する 状況と課題		
1 現状		
(1) 依存症者数など		
ア アルコール依存 症に関連する 現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の依存症者推計数 ・ 依存症の医療体制（医療機関数（外来・入院、対応病床数など）、受診者数等 ・ 酒販の量（国との比較） (※回復施設利用者実態調査等から追加の可能性あり) 	
イ 薬物依存症に 関連する現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物使用経験者数推計値 ・ 依存症の医療体制（医療機関数（外来・入院、対応病床数など）、受診者数等 ・ 薬物乱用の状況 →横浜市統計書_第17章の「7 麻薬類、覚せい剤類の取締状況」のデータを引用 (※回復施設利用者実態調査等から追加の可能性あり) 	
ウ ギャンブル等 依存症に関連 する現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の依存症者推計数（全国との比較） ・ ギャンブルの種類ごとの市場規模 ・ 市内の公営競技、ぱちんこ店の立地・数 (※回復施設利用者実態調査等から追加の可能性あり) 	
エ その他の依存症 に関連する現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム障害に関するデータ（国の調査） →人数、年齢、利用時間、利用時間と生活課題の関連等 	

目次	内容案	備考
(2) 市民の認知度や地域の特徴など		
ア 依存症に関する認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の相談先の認知度 ・ 依存症に対するイメージ ・ 依存症に関する知識 ・ 身近な人の依存症問題 	市民向け e アンケートによる情報収集を想定
イ 地域別の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の身近な支援者、専門医療機関、民間支援団体等の分布 →市内の専門医療機関・民間支援団体等・地域ケアプラザ・生活支援センター・基幹相談支援センター・区役所の位置を地図上にプロット ・ 各区の人口動態等の特徴 	

目次	内容案	備考
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況		
(1) 身近な支援者や医療機関の取組と状況	<p><地域支援機関ヒアリングより></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの機関で依存症が疑われる事例が存在 ・他の課題の併存する利用者は多く存在し、中には深刻な事例が存在 ・民間団体の認知度・連携の機会が限られている <p>⇒ 【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆依存症支援のニーズがあるが、専門機関へのつなぎ先がわからない ◆対象者の動機づけが難しい <p><専門医療機関を中心とする医療機関の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の分布等 	

目次	内容案	備考
(2) 民間支援団体等の取組と状況	<ul style="list-style-type: none"> ・回復施設、自助グループの定義、説明 ・民間支援団体等の基礎情報（回復施設数、利用者数（男女、年齢別）など） ・回復施設の分布 <全国社会資源調査より> ・施設数の多さ ・支援形態、支援内容の幅が広く、当事者の選択の幅が広い ・未成年者、70代以上の高齢者などの受入れが難しい ・発達障害や精神障害を中心に重複障害の方も受け入れており、訪問支援や同行支援など多様な支援を提供している ・人材の確保に課題を感じている施設が多い ・講演会など一般市民や当事者向けの啓発活動も実施しているが、十分に活用されているか不明 <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする依存症者像や支援内容に施設ごとの特色がある ・生活課題のニーズに対応しているが、一方で負担が大きい ・一般医療機関（内科や精神科）からの紹介が少ない ・支援者によるアセスメント（その方にあった支援を見極める）の重要性 ・回復施設スタッフの人材育成、ケアなどの必要性 ・発達障害、知的障害、精神疾患、成育過程の問題などを重複して抱える利用者が多い 	
(3) 本市における取組と状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談センターでの取組（依存症専門相談、回復プログラム、家族教室、普及啓発、研修等）と実績（件数、人数等） ・区の障害担当での取組 ・区の他部署での取組・現状（生活支援課、こども家庭支援課へのアンケート結果） ・庁内他部署での取組（庁内調査結果より） →本市が行う行政施策の内容と取組状況を整理する。 	

目次	内容案	備考
3 課題	<p>一次支援、二次支援、三次支援にわけて、課題と取り組むべき施策を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次支援：ここでは、依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。 ・二次支援：ここでは、依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援に繋がっていない方、他の支援を受けている方で依存問題を抱えている方への支援に向けた取組などをいう。 ・三次支援：依存症からの回復プロセスにある方が、安定して自分らしく生活できるよう支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。 <p>これまで実施した調査のデータ等から課題を導出。 (※、以下、【】の部分は課題中項目)</p>	
(1) 一次支援における課題	<p>【ライフステージの移行に合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム障害を含む、早い時期（学齢期）からの普及啓発の必要性 ・幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発の必要性 ・学校、保護者、職場、身近な支援者、医療機関などと連携した啓発の取組の必要性 ・依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発の必要性 ・ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発の必要性 <p>【特に依存症の発症リスクが高い層へ重点化した普及啓発の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発の必要性 ⇒依存症発症の経緯（重複障害、成育歴等）のデータから検討する。 <p>【依存症に対する基本知識の普及・啓発の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発の必要性 	(1)～(3)に記載した課題はデータ等の整理・分析を踏まえ、適宜、追加・修正を行うことを想定。

目次	内容案	備考
(2) 二次支援における課題	<p>【依存症当事者やその家族等が早期に適切な支援につながるための普及・啓発の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談に至るための依存症当事者や家族等への情報提供・周知の必要性 依存症の疑いのある人や依存症当事者から被害を受けている人（子どもや保護者含む）へ届く啓発の必要性 職場（衛生管理）での普及啓発の必要性 回復のイメージが具体的に認識できるような情報提供の必要性 <p>【依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体、医療機関、保護観察所、更生保護施設、民間団体による、長期にわたるシームレスな体制構築の必要性 生活困窮や自殺、虐待と関連する依存問題への対応の必要性 高齢や身体障害等による、民間支援団体等での支援困難事例への対応の必要性 依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人（もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等）への支援方法検討の必要性 <p>【身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 依存症専門以外の機関・窓口での依存症の疑いのある人の発見とつなぎの困難さへの対応の必要性 身近な支援者等（身近な支援者、区の相談（こども、生活支援等）、一般医療機関（内科、精神科）、司法関係者、その他の相談機関等）への支援情報・知識の提供の必要性 <p>【家族等や専門的な支援者への支援の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体等、医療機関等での継続的な支援への課題（当事者への動機づけ、マッチング、退院・退所後のフォロー等）への対応の必要性 家族等に対する支援の必要性 	

目次	内容案	備考
(3) 三次支援における課題	<p>【支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための、情報共有の必要性】</p> <p>【支援者によるアセスメント力向上の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする依存症者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供の必要性 ・支援者によるアセスメント（その方にあった支援を見極めること）の必要性 ・女性への回復支援の課題解決の必要性 <p>【専門的な支援者等が継続的に活動するための支援の必要性】</p> <p>【様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等における、制度とニーズの不一致解消に向けた検討の必要性 ・依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人の存在（もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等）とそれに対応する負担への対応検討の必要性 ⇒どのような支援ニーズがあるか、制度の何が障壁となっているか検討が必要。 ・施設の安全管理・危機管理の必要性 ・回復施設スタッフの人材育成、ケアの課題（継続した勤務に向けて）解決の必要性 <p>【回復段階における課題への対応の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労への移行についての課題解決に向けた検討の必要性 ・医療機関との連携の必要性 ・地域で生活していくための支援の必要性 ・矯正施設から出所後の孤立を防ぐための、継続した支援の必要性 ・回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援の必要性 	

目次	内容案	備考
第3章 計画の 目指すもの		
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すもの：今、依存症に悩んでいる当事者や家族等の感じている生きづらさや孤独が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること。 ・ そのために、支援に関わる幅広い関係者で、支援の方向性を共有し、包括的な支援を提供すること、さらに、予防に資する取組を実施することを本計画の目標とする。 	
2 基本方針	<p>基本理念を達成するため、依存症の予防、依存症に苦しむ方や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、それぞれの段階に応じた施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次支援：依存症の予防に資する効果的な普及啓発を実施する。対象とするのは、市民全般だが、リスクの高い人の周辺に効果的に啓発することも必要。さらに、依存症についての誤解や偏見を減らすため、正しい理解を普及するための啓発も実施する。 ・ 二次支援：依存症に悩む当事者や家族等が早期に支援につながることができるよう、相談周知の普及啓発や支援者間の連携推進を実施する。他の支援を受けているが依存問題も抱えている可能性のある人や、そういう人を支援する人向けた取組を中心とする。 ・ 三次支援：支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせるよう民間支援団体等の安定した運営の支援、地域で生活しながら回復を続けるための支援等を実施する。 	

目次	内容案	備考
第4章 取り組むべき施策		
1 一次支援	<p>重点施策1 予防に資する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>それぞれの年齢（学齢期、依存対象と出会う時期、成人、高齢者等）に適した普及啓発・予防教育</u> ・ 様々な場所での普及啓発（職場、PTA、学校等） <p>重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発</p>	
重点施策1	予防に資する普及啓発	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの年齢（学齢期、依存対象と出会う時期、成人、高齢者等）に適した普及啓発・予防教育 ・ 保護者等への啓発・依存症予防の知識の提供 ・ 依存症につながる可能性の高いライフイベントに関連する場での啓発 ・ 大学生への啓発 ・ 身近な支援者等の支援機関（発達障害者支援センター等も含む）での啓発（パンフレットの配架など） 	
(2) アルコール依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適量な飲酒（多量飲酒等の防止）への取組 ・ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組 	

目次	内容案	備考
(3) 薬物依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員向け研修 ・ 薬乱防止の取組 	
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校の保健体育でのギャンブル等依存症教育 ・ 場外券売り場などの普及啓発 	
(5) その他の依存症への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・青少年へのネット・ゲームについての予防の知識提供 	
重点施策2	依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人の目に触れる普及啓発（ネット広告、広報よこはま、ホームページ、多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架など） ・ 依存症の正しい知識の普及啓発 	

目次	内容案	備考
2 二次支援	<p>重点施策3 相談につながるための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談につながるための依存症当事者や家族等に向けた相談先や正しい知識の普及啓発 ・多くの人の目に触れること、依存症当事者や依存症が疑われる人の目に触れること両面から実施 <p>重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な支援者、一般医療機関等による依存問題を抱える人の発見とつなぎのための取組 ・身近な支援者による地域で生活する依存症者への支援を可能とするための取組 	
重点施策3	相談につながるための普及啓発	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先の情報が多くの人の目に触れる普及啓発（テレビ、ネット広告、広報よこはま、多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架など） ・依存症当事者や依存症が疑われる人、その家族等の目に触れる普及啓発（パンフレットの配布、配架等）（借金相談、重複障害等、母子相談、困窮等で、区役所などに相談に来た家族等向け） ・依存症当事者や依存症が疑われる人の家族等向けの啓発（保護観察所、専門医療機関） ・民間団体等が実施する講演会等の周知 ・家族だけでも通院できることの周知 ・オンラインを利用した、相談・支援・医療機関情報の提供 	

目次	内容案	備考
(2) アルコール依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症当事者や依存症が疑われる人の目に触れる普及啓発（飲酒運転） ・ 庁内を含む、産業保健関係での普及啓発（健康保険組合と連携した普及啓発） 	
(3) 薬物依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複処方の方へのお知らせ 	
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症当事者や依存症が疑われる人の目に触れる普及啓発（ギャンブル会場、借金相談、法律相談等） 	

目次	内容案	備考
重点施策4	身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携会議による、支援者の情報交換（支援情報の収集と共有等） ・民間支援団体等、医療機関、身近な支援者も含めた幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係構築 ・身近な支援者向けの支援ガイドラインの作成の検討 ・コーディネート機能を持つ人材の育成・配置にむけた検討 ・一般医療機関（かかりつけ医等）、身近な支援者等に向けた依存症に関する研修 ・身近な支援者と連携した取組 ・市内の支援者情報（詳しい情報）をまとめたHPなどの情報ツールの整備 ・内科（アルコール）や一般精神科、救急医療等でのスクリーニングとつなぎ ・救急病院との連携（パンフレット配架等） ・区の関係各課で連携した相談等への対応 ・家族支援の取組（家族教室の方向性、家族向け普及啓発等） 	

目次	内容案	備考
(2) アルコール依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内科（アルコール）での発見とつなぎ ・ 健康診断結果等を利用した普及啓発の検討 ・ 医療機関による支援者（身近な支援者、一般医療機関等）向け研修 	
(3) 薬物依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所との密な連携と情報共有 ・ 更生保護と一体となった刑務所等を出所した後のサポート（コホート調査等） 	
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活総合センターへの相談電話の依存症等専門機関へのつなぎ及び啓発 	

目次	内容案	備考
3 三次支援	<p>重点施策5 民間支援団体等の安定した運営をサポートする取組</p> <p>重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組</p>	
重点施策5	民間支援団体等の安定した運営をサポートする取組	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズにあった制度構築に向けた調査・検討 ・生活の支援が必要な利用者への対応方法を検討 ・施設の危機管理（マニュアル作成等） ・スタッフの人材育成・セルフケアのための取組（研修、相談会等） ・連携会議による情報共有【再掲】 	
重点施策6	地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	
(1) 総合的な依存症対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・回復を続けるための、生活支援について検討 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」も活用した、地域における依存症の支援課題についての情報共有 ・更生保護と一体となった刑務所等を出した後のサポート（コホート調査等）<再掲> ・身近な支援者による地域で生活する依存症者への支援を可能とするためのガイドラインの作成 ・家族会や家族等の支援 ・回復について時間がかかること、就労と回復の両立についての普及啓発 	

目次	内容案	備考
第5章 計画の推進体制		
1 関係主体に期待される役割	第4章で整理した施策について、各主体に期待される役割がわかるよう、関係主体別に再構成して整理。 (1) 本市に期待される役割 ・ 健康福祉局／それ以外の関係局／区	
(2) 身近な支援者に期待される役割		
(3) 依存症支援機関に期待される役割		
(4) 市民に期待される役割	・ 依存症を正しく理解して偏見を解消するとともに、自らや家族等の依存症予防に努める	
2 計画の進行管理	・ 進行管理の方法（検討部会、庁内連携会議、連携会議の役割） ・ 繙続調査・調査手法の検討 ・ 国の研究や施策の反映	
用語集	専門用語等の解説	
参考資料	・ 各種法律条文・計画内容、県計画（概要） ・ 依存症対策総合支援事業 ・ 調査結果データ	

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に關係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平18条例8・旧第3条繰下)

(分科会)

第6条 審議会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平23条例50・追加)

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平18条例8・旧第5条繰下、平23条例50・旧第6条繰下)

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平18条例8・旧第6条繰下、平23条例50・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平17条例117・一部改正、平18条例8・旧第7条繰下、平23条例50・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平18条例8・旧第8条繰下、平23条例50・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。

3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることがある。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

- 第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。
- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
 - 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。